足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　袋路通路始端部等における拡幅奨励金事業（第３条－第１７条）

第３章　袋路通路始端部等における拡幅整備助成事業（第１８条－第３３条）

第４章　緊急避難路整備助成事業（第３４条－第４９条）

付則

様式

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、足立区緊急避難路整備事業実施要綱に基づき、袋路通路始端部等及び緊急避難路の整備若しくは確保等に係る費用の助成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　木造住宅密集市街地等　足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱別表に定める特定地域をいう。

（２）　通路　通行の用に供されているが、法上の道路に該当しない道をいう。

（３）　区民等　区内に存する土地において建築物の建築又は工作物の築造をしようとする者及び区内に存する土地又は建築物に関して権利を有する者をいう。

（４）　袋路通路　通路のうち、その一端のみが法上の道路に接続する袋路状の通路をいう。

（５）　袋路道路　道路のうち、その一端のみが法上の道路に接続する袋路状の道路をいう。

（６）　袋路通路等　袋路通路及び袋路道路をいう。

（７）　袋路始端部　法第４２条に規定する道路と袋路通路とが交わる部分をいう。

（８）　始端部敷地　法第４３条第１項の規定に適合し、法第４２条に規定する道路と袋路通路とが交わる角に接する建築物の敷地をいう。

（９）　袋路通路始端部等　始端部敷地及び敷地の一部が法第４２条の適用を受ける道路に２メートル以上接し、法第４３条第１項の規定に適合する敷地が袋路通路に接する部分をいう。

（10）　街区プラン　足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱に定める通路網計画等をいう。

（11）　奨励金対象面積　袋路通路始端部等の通路拡幅部分（現在、空間として確保されている部分（現況通路部分）を除く。）をいう。

（12）　緊急避難路　袋路通路等において、災害時に複数の方向に避難することができる避難路をいう。

第２章　袋路通路始端部等における拡幅奨励金事業

（奨励金の対象）

第３条　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第７条による奨励金の交付の対象は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する通路拡幅を実施した者とする。

（１）　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第３条に規定する区域内に存する袋路通路始端部等の通路拡幅（以下、この章において「通路拡幅」という。）を実施した者であること。

（２）　区が示した街区プランに基づく袋路通路（現況通路幅員１．２ｍ以上１．８ｍ未満）の通路拡幅であること。

（３）　袋路通路の拡幅後退後の幅員が街区プランに示す寸法であり、最大で４ｍを超えないこと。

（４）　次条各号に定める整備基準を満たすこと。

（整備基準）

第４条　通路拡幅部分及び現況通路部分については、次の各号すべてに該当するものとする。

（１）　おおむね通路面上からの高さ３．５ｍの範囲において、緊急時の通行の妨げとなる障害物等がないこと。

（２）　容易に通行ができる構造（アスファルト舗装等）であること。

（３）　敷地部分と通路部分の境界をＬ型若しくは縁石等で明示すること。

（４）　永続的に維持保全に努めること。

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、奨励金対象面積に１平方メートル当たりの路線価相当額を乗じて得た額に２分の１を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により、算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（奨励金の申請）

第６条　奨励金を受けようとする者は、袋路通路始端部等拡幅奨励金申請書（第１号様式）により、当該様式に定める必要添付書類を添えて、通路拡幅を行う前に申請しなければならない。

（内定及び通知）

第７条　区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、奨励金の交付の適否を決定する。

２　区長は、前項の審査において奨励金を交付することが適当と認めたときは、奨励金の交付を内定し、奨励金の予定額（以下、この章において「奨励金予定額」という。）等を袋路通路始端部等拡幅奨励金内定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

３　区長は、前項の規定により奨励金を内定するに当たって、条件を付することができる。

４　区長は、第１項の審査において奨励金を交付することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、袋路通路始端部等拡幅奨励金結果通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第８条　前条第２項の規定による奨励金の交付の内定通知を受けた者（以下、この章において「奨励金内定者」という。）は、内定を受けた内容について変更するときは、袋路通路始端部等拡幅奨励金内容変更申請書（第４号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、変更の可否を決定する。

３　区長は、変更を承認するときは、袋路通路始端部等拡幅奨励金内容変更承認書（第５号様式）により、当該変更を承認した内容及び奨励金予定額（奨励金予定額が変更となる場合に限る。）を奨励金内定者に通知するものとする。

４　区長は、変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　申請者が申請を取り下げるとき又は奨励金内定者が通路拡幅を取りやめるときは、袋路通路始端部等拡幅奨励金取下げ・取りやめ届出書（第６号様式）により、区長に届け出なければならない。

（内定の取消し）

第１０条　区長は、奨励金内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の内定を取り消すことができる。

（１）　内定した内容について、錯誤等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。

（２）　正当な事由なく、奨励金の内定を受けた日より６ヶ月以内に通路拡幅完了の届出がされないとき。

（３）　その他奨励金の交付を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により奨励金の内定を取り消したときは、袋路通路始端部等拡幅奨励金内定取消通知書（第７号様式）により当該内定を取り消された者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第１１条　奨励金内定者は、通路拡幅が完了し、奨励金の交付を受けようとするときは、速やかに袋路通路始端部等拡幅完了届・奨励金交付申請書（第８号様式）により、区長に通路拡幅完了を届け出るとともに、奨励金の交付を申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第１２条　区長は、前条の規定により奨励金交付申請がされたときは、書類を審査し、交付の可否を決定する。

２　区長は、前項の審査を行うに当たっては、前条の申請書類に基づき現場確認等を行うものとする。

３　区長は、奨励金を交付することが適当と認めたときは、奨励金の交付の決定を行い、袋路通路始端部等拡幅奨励金交付決定通知書（第９号様式）により奨励金内定者に通知するものとする。

４　区長は、奨励金を交付することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、袋路通路始端部等拡幅奨励金交付結果通知書（第１０号様式）により申請者に通知するものとする。

５　第１項の規定により奨励金の交付を決定するときは、第７条第２項の規定により通知した奨励金予定額（第８条第２項の規定により奨励金予定額を変更した場合は、第８条第３項の規定により通知した予定額）を奨励金の額として決定するものとする。

（奨励金の交付請求）

第１３条　奨励金の交付の決定を受けた者は、速やかに袋路通路始端部等拡幅奨励金交付請求書兼口座振替依頼書（第１１号様式）を区長に提出し、奨励金の交付の請求をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第１４条　区長は、奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付又は交付の決定を受けたとき。

（２）　奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

（３）　要綱の規定に違反したとき。

（４）　その他奨励金の交付を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、袋路通路始端部等拡幅奨励金交付決定取消通知書（第１２号様式）により当該決定を取り消された者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第１５条　区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約金）

第１６条　前条の規定により奨励金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る奨励金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。ただし、違約金の額に百円以下の端数が出た場合は、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第１７条　奨励金の交付を受けようとする者は、委任状（第１３号様式）により、申請に係る事務を他の者に委任することができる。

第３章　袋路通路始端部等における拡幅整備助成事業

（助成の対象）

第１８条　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第８条による助成の対象は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する拡幅整備で、次項各号に該当するものを実施した者とする。

（１）　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第３条による対象区域内に存する袋路通路始端部等の拡幅整備（以下、この章において「拡幅整備」という。）であること。

（２）　区が示した街区プランに基づく袋路通路（現況通路幅員１．２ｍ以上１．８ｍ未満のものに限る。）であること。

（３）　通路拡幅幅員が街区プランに示す寸法であり、最大で４ｍを超えないこと。

（４）　次条各号に定める整備基準を満たすこと。

２　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第８条による拡幅整備は、次の各号に定めるものとする。

（１）　樹木・生垣の撤去又は移設

（２）　擁壁・ブロック塀等の撤去及び新設（改修含む）

（３）　通路の舗装

（４）　拡幅範囲等の測量及び整備計画等の図面作成

（５）　その他拡幅整備に付随して区長が必要と認める事業

（整備基準）

第１９条　拡幅整備部分及び現況通路部分は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　おおむね通路面上からの高さ３．５ｍの範囲において緊急時の通行の妨げとなる障害物等がないこと。

（２）　容易に避難ができる構造（アスファルト舗装等）であること。

（３）　敷地部分と通路部分の境界をＬ型若しくは縁石等で明示すること。

（４）　永続的に維持保全に努めること。

（助成金の額）

第２０条　助成金の額は、拡幅整備に係る費用又は５０万円のいずれか少ない額とする。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（助成金の申請）

第２１条　助成金を受けようとする者は、袋路通路始端部等拡幅整備助成金申請書（第１４号様式）により、当該様式に定める必要添付書類を添えて、拡幅整備を開始する前に申請しなければならない。

（内定及び通知）

第２２条　区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成の適否を決定する。

２　区長は、前項の審査において助成することが適当と認めたときは、助成を内定し、助成金額の予定額（以下、「助成予定額」という。）等を袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定通知書（第１５号様式）により申請者に通知するものとする。

３　区長は、前項の規定により助成を内定するに当たって、条件を付することができる。

４　区長は、第１項の審査において助成することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、袋路通路始端部等拡幅整備助成金結果通知書（第１６号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第２３条　前条第２項の規定による助成の内定通知を受けた者（以下、「助成内定者」という。）は、内定を受けた内容について変更するときは、袋路通路始端部等拡幅整備助成金内容変更申請書（第１７号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、変更の可否を決定する。

３　区長は、変更を承認するときは、袋路通路始端部等拡幅整備助成金内容変更承認書（第１８号様式）により、当該変更を承認した内容及び助成予定額（助成予定額が変更となる場合に限る。）を助成内定者に通知するものとする。

４　区長は、変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（申請の取下げ）

第２４条　申請者が申請を取り下げるとき又は助成内定者が拡幅整備を取りやめるときは、袋路通路始端部等拡幅整備助成金取下げ・取りやめ届出書（第１９号様式）により、区長に届け出なければならない。

（内定の取消し）

第２５条　区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の内定を取り消すことができる。

（１）　内定した内容について、錯誤等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、当該報告又は是正を行わないとき。

（２）　正当な事由なく、助成の内定を受けた日より６ヶ月以内に通路拡幅整備完了の届出がされないとき。

（３）　その他助成を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により助成の内定を取り消したときは、袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定取消通知書（第２０号様式）により当該内定を取り消された者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第２６条　助成内定者は、拡幅整備が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに袋路通路始端部等拡幅整備完了届・助成金交付申請書（第２１号様式）により、区長に拡幅整備完了を届け出るとともに、助成金の交付を申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第２７条　区長は、前条の規定により助成金交付申請がされたときは、書類を審査し、交付の可否を決定する。

２　区長は、前項の審査を行うに当たっては、前条の申請書類に基づき現場確認等を行うものとする。

３　区長は、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付の決定を行い、袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付決定通知書（第２２号様式）により助成内定者に通知するものとする。

４　区長は、助成金を交付することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付結果通知書（第２３号様式）により申請者に通知するものとする。

５　第１項の規定により助成金の交付を決定するときは、第２２条第２項の規定により通知した助成予定額（第２３条第２項の規定により助成予定額を変更した場合は、第２３条第３項の規定により通知した予定額）を助成金の額として決定するものとする。

（助成金の交付請求）

第２８条　助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに、袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第２４号様式）を区長に提出し、助成金の交付の請求をしなければならない。

（代理受領）

第２９条　前条の規定による請求をする者は、助成金の受領について当該工事を実施した施工者に委任することができる。

２　前項の規定により代理受領を行う場合は、前条の規定による請求の際に、当該受領に関する委任状（第２５号様式）を区長に提出しなければならない。

３　第１項の施工者は、足立区契約事務規則（昭和３９年足立区規則第５号）第７条の２の規定により建築工事等の一般競争入札資格者登録をしている者又は小規模工事契約希望者登録制度により資格者登録をしている者でなければならない。

（交付決定の取消し）

第３０条　区長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。

（２）　助成金を他の用途に使用したとき。

（３）　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

（４）　要綱の規定に違反したとき。

（５）　その他助成金の交付を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付決定取消通知書（第２６号様式）により当該決定を取り消された者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第３１条　区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約金）

第３２条　前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（委任）

第３３条　助成金の交付を受けようとする者は、委任状（第２７号様式）により、申請に係る事務を他の者に委任することができる。

第４章　緊急避難路整備助成事業

（助成の対象）

第３４条　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第９条による助成の対象は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する緊急避難路で、次項各号に該当するものを整備した者とする。

（１）　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第３条による対象区域内に存する袋路通路等に接続する計画であること。

（２）　袋路通路等から法上の道路若しくは法上の道路に通じる通路又は広い空地に通り抜けられる計画であること。

（３）　次条各号に定める整備基準を満たすこと。

２　足立区緊急避難路整備事業実施要綱第９条による緊急避難路の整備（以下、この章において「避難路整備」という。）は次の各号に定めるものとする。

（１）　樹木・生垣の撤去又は移設

（２）　擁壁・塀の撤去又は新設

（３）　避難用扉の設置、蹴破り戸の設置、通路の舗装

（４）　はしご・階段の設置（避難先に高低差がある場合）

（５）　整備計画等の図面作成

（６）　その他緊急避難路確保に関し、区長が必要と認める工事

（整備基準）

第３５条　避難路整備は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　避難路の幅員が、原則９０センチメートル以上であること。ただし、避難上有効な幅員が確保されている場合はこの限りではない。

（２）　避難扉等を除き、障害物がないこと。

（３）　出入口の構造及び避難路部分については、緊急時に容易に避難ができる構造であること。

（４）　緊急避難路となる部分の土地所有者、土地使用者及び袋路通路等沿道に居住する住民による維持管理等の協定（第２８号様式）を結んでいること。

（助成金の額）

第３６条　助成金の額は、避難路整備に係る費用又は３０万円のいずれか少ない額とする。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（助成金の申請）

第３７条　助成金を受けようとする者は、緊急避難路整備助成金申請書（第２９号様式）により、当該様式に定める添付書類を添えて、避難路整備を開始する前に申請しなければならない。

（内定及び通知）

第３８条　区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成の適否を決定する。

２　区長は、前項の審査において助成することが適当と認めたときは、助成を内定し、助成金額の予定額（以下、「助成予定額」という。）等を緊急避難路整備助成金内定通知書（第３０号様式）により申請者に通知するものとする。

３　区長は、前項の規定により助成を内定するに当たって、条件を付することができる。

４　区長は、第１項の審査において助成することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、緊急避難路整備助成金結果通知書（第３１号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第３９条　前条第２項の規定による助成の内定通知を受けた者（以下、「助成内定者」という。）は、内定を受けた内容について変更するときは、緊急避難路整備助成金内容変更申請書（第３２号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、変更の可否を決定する。

３　区長は、変更を承認するときは、緊急避難路整備助成金内容変更承認書（第３３号様式）により、当該変更を承認した内容及び助成予定額（助成予定額が変更となる場合に限る。）を助成内定者に通知するものとする。

４　区長は、変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（申請の取下げ）

第４０条　申請者が申請を取り下げるとき又は助成内定者が避難路整備を取りやめるときは、緊急避難路整備助成金取下げ・取りやめ届出書（第３４号様式）により、区長に届け出なければならない。

（内定の取消し）

第４１条　区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の内定を取り消すことができる。

（１）　内定した内容について、錯誤等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。

（２）　正当な事由なく、助成の内定を受けた日より６ヶ月以内に緊急避難路整備完了の届出がされないとき。

（３）　その他助成を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により助成の内定を取り消したときは、緊急避難路整備助成金内定取消通知書（第３５号様式）により当該内定を取り消された者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第４２条　助成内定者は、避難路整備が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに緊急避難路整備完了届・助成金交付申請書（第３６号様式）により、区長に避難路整備完了を届け出るとともに、助成金の交付を申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第４３条　区長は、前条の規定により助成金交付申請がされたときは、書類を審査し、交付の可否を決定する。

２　区長は、前項の審査を行うに当たっては、前条の申請書類に基づき現場確認等を行うものとする。

３　区長は、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付の決定を行い、緊急避難路整備助成金交付決定通知書（第３７号様式）により助成内定者に通知するものとする。

４　区長は、助成金を交付することが不適当と認めたときは、不適当である理由を付して、緊急避難路整備助成金交付結果通知書（第３８号様式）により申請者に通知するものとする。

５　第１項の規定により助成金の交付を決定するときは、第３８条第２項の規定により通知した助成予定額（第３９条第２項の規定により助成予定額を変更した場合は、第３９条第３項の規定により通知した予定額）を助成金の額として決定するものとする。

（助成金の交付請求）

第４４条　助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに緊急避難路整備助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第３９号様式）を区長に提出し、助成金の交付の請求をしなければならない。

（代理受領）

第４５条　前条の規定による請求をする者は、助成金の受領について当該工事を実施した施工者に委任することができる。

２　前項の規定により代理受領を行う場合は、前条の規定による請求の際に、当該受領に関する委任状（第４０号様式）を区長に提出しなければならない。

３　第１項の施工者は、足立区契約事務規則（昭和３９年足立区規則第５号）第７条の２の規定により建築工事等の一般競争入札資格者登録をしている者又は小規模工事契約希望者登録制度により資格者登録をしている者でなければならない。

（交付決定の取消し）

第４６条　区長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。

（２）　助成金を他の用途に使用したとき。

（３）　助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

（４）　要綱の規定に違反したとき。

（５）　その他助成金の交付を行うことが不適当と区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、緊急避難路整備助成金交付決定取消通知書（第４１号様式）により当該決定を取り消された者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第４７条　区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約金）

第４８条　前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（委任）

第４９条　助成金の交付を受けようとする者は、委任状（第４２号様式）により、申請に係る事務を他の者に委任することができる。

付　則（２７足都建発第６３０号　平成２７年１０月３０日区長決定）

　この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

付　則（２７足都建発第１２１８号　平成２８年３月１７日区長決定）

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則（３０足都建発第８８９号　平成３０年９月２１日区長決定）

　この要綱は、平成３０年９月２５日から施行する。

第１号様式(第６条関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第６条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり袋路通路始端部等における拡幅奨励金を申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | フリガナ |  | | |
| 氏　名 |  | | |
| 住　所 | 〒　　-  電話番号　　‐　　　‐ | | |
| 拡 幅 通 路 概 要 | 拡幅場所 | 住居表示　 足立区 | | |
| 地名地番　 足立区 | | |
| 街区プラン名 | 街区プラン　　No. | | |
| 土地所有者 | □依頼者本人（　□共有者なし　　□共有者あり　）  □その他（氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 現況幅員 | ｍ | 拡幅後幅員 | ｍ |
| 拡幅工事期間 | 年　　　月　　　日(着手)～　　　　年　　月　　日(完了) | | |
| 拡幅面積 | ㎡ | | |
| 備　考 | ※足立区使用欄（ここには記入しないこと） | | | |

（必要添付書類）

１　付近見取図（現況通路部分及び拡幅通路部分を記載）

２　現地写真及び写真撮影位置図

３　現況図（現況通路部分が記載されているもの）

４　通路拡幅計画図（拡幅面積が記載されているもの）

５　公図の写し（現況通路部分を朱書きしたもの）

６　土地全部事項証明書の写し（現況通路部分及び拡幅通路部分）第２号様式(第７条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金内定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった袋路通路始端部等拡幅奨励金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第７条第１項に基づき審査した結果、下記のとおり奨励金の交付対象となることを確認したので通知します。

記

1　通路拡幅概要

　(1)　拡幅場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　　　　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　　　　　　　　ｍ

　(5)　拡幅面積　　　　　　　　　　㎡

2　拡幅工事期間(予定)

　　　　　　　　　　年　　月　　日(着工)　～　　　年　　月　　日(完了)

3　奨励金予定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

4　条件

5　備考

第３号様式(第７条第４項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった袋路通路始端部等拡幅奨励金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第７条第１項に基づき審査した結果、下記の理由により、奨励金を交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　通路拡幅概要

　(1)　拡幅場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　ｍ

　(5)　拡幅面積　　　　㎡

2　不適当である理由

3　備考

第４号様式(第８条第１項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金内容変更申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　収第　　　　号により奨励金の内定を受けた通路拡幅内容について、下記のとおり変更したいので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第８条第１項に基づき、申請します。

記

1　拡幅場所(地名地番)

　　東京都足立区

2　変更内容

3　変更理由

（必要添付書類）

１　変更内容を示す書類

２　袋路通路始端部等拡幅奨励金内定通知書の写し

第５号様式(第８条３項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金内容変更承認書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった内容の変更について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第８条第３項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1　拡幅場所(地名地番)

　　東京都足立区

2　変更内容

3　備考

第６号様式(第９条関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金取下げ・取りやめ届出書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　下記の袋路通路始端部等拡幅奨励金申請について、取下げ・取りやめたいので足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第９条に基づき届け出ます。

記

1　奨励金申請日又は奨励金内定日

　　　　　　　 年　　月　　日

2　事由

1. 袋路通路始端部等拡幅奨励金申請の取下げ　―　内定されていない場合
2. 工事等の取りやめ　―　既に内定を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
|  | 受理 |
|  |

※正・副2部提出のこと

（必要添付書類）

１　袋路通路始端部等拡幅奨励金申請書の写し

２　袋路通路始端部等拡幅奨励金内定通知書の写し

第７号様式(第１０条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金内定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により内定した奨励金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１０条第２項に基づき、下記のとおり内定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第８号様式(第１１条関係)

袋路通路始端部等拡幅完了届・奨励金交付申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　　第　　　号により奨励金の内定を受けた通路拡幅が完了したので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１１条に基づき、通路拡幅の完了を届け出るとともに、奨励金の交付について申請します。

記

1　通路拡幅概要

　(1)　拡幅場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　ｍ

　(5)　拡幅面積　　　　㎡

2　拡幅工事期間

　　　　　　　 年　　月　　日(着手)　～　　　年　　月　　日(完了)

（必要添付書類）

１　現地写真（拡幅前及び拡幅後の写真）及び写真撮影位置図

２　袋路通路始端部等拡幅奨励金内定通知書の写し

第９号様式(第１２条第３項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金交付決定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった奨励金交付について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１２条第１項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1　奨励金交付金額　　　　　　　　　　　円

第１０号様式(第１２条第４項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金交付結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった奨励金交付については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１２条第１項に基づき、下記の理由により、交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　不適当である理由

第１１号様式(第１３条関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金交付請求書兼口座振替依頼書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　　年　　月　　日付、　　足　　　収第　　　号で交付決定のあった奨励金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり、請求します。

記

1　請求金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 金額 |  | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  | 0 | 0 | 0 |

　　　　　　　　　 ※　金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、訂正は認められません。

　　　　　　　　　 ※　金額の頭に「￥」の記号を入れること。

2　指定振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | | 銀行  信用金庫  信用組合  農協  (○で囲む) | | 本店  支店  出張所  (○で囲む) |
| 種別・口座番号 | | 普通　・　当座  (○で囲む) | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  | | |
| 氏名 |  | | |

（必要添付書類）

１　袋路通路始端部等拡幅奨励金交付決定通知書の写し

第１２号様式(第１４条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅奨励金交付決定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により交付決定した奨励金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第１４条第２項に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第１３号様式（第１７条関係）

委　任　状

　私は，都合により　　　　　　　　を受任者と定め，下記の場所における袋路通路始端部等拡幅奨励金に係る届出その他の手続を委任します。

　拡幅場所

　　（住居表示）

　　（地名地番）

　受任者の住所

受任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

自宅・勤務先・携帯　電話番号

　(該当するものを○で囲む。)

　　　　　　年　　月　　日

　　委任者の住所

　　委任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第１４号様式(第２１条関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２１条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり袋路通路始端部等における拡幅整備助成金を申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | フリガナ | |  | | | |
| 氏　名 | |  | | | |
| 住　所 | | 〒　　-  電話番号　　‐　　　‐ | | | |
| 拡 幅 整 備 概 要 | 拡幅整備場所 | | 住居表示　 足立区 | | | |
| 地名地番　 足立区 | | | |
| 街区プラン名 | | 街区プラン　　No. | | | |
| 土地所有者 | | □依頼者本人（　□共有者なし　　□共有者あり　）  □その他（氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 現況幅員 | | ｍ | 拡幅後幅員 | | ｍ |
| 整備工事期間 | | 年　　　月　　　日(着手)～　　　　年　　月　　日(完了) | | | |
| 施工業者 | 住所 |  | | | |
| 氏名 |  | | 電話  番号 |  |
| 助成申請額 | | 円 | | | |
| 備　考 | ※足立区使用欄（ここには記入しないこと） | | | | | |

（必要添付書類）

１　付近見取図（現況通路部分及び拡幅通路部分を記載）

２　現地写真及び写真撮影位置図

３　現況図（現況通路部分が記載されているもの）

４　整備計画図（整備事項が記載されているもの）

５　公図の写し（現況通路部分を朱書きしたもの）

６　土地全部事項証明書の写し（現況通路部分及び拡幅通路部分）

７　拡幅整備に係る見積書（１社分）第１５号様式(第２２条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった袋路通路始端部等拡幅整備助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２２条第１項に基づき審査した結果、下記のとおり助成金の交付対象となることを確認したので通知します。

記

1　拡幅整備概要

　(1)　拡幅整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　ｍ

2　整備工事期間(予定)

　　　　　　　　　　年　　月　　日(着工)　～　　　年　　月　　日(完了)

3　助成予定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

4　条件

5　備考

第１６号様式(第２２条第４項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった袋路通路始端部等拡幅整備助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２２条第１項に基づき審査した結果、下記の理由により、助成金を交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　拡幅整備概要

　(1)　拡幅整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　ｍ

2　不適当である理由

3　備考

第１７号様式(第２３条第１項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金内容変更申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　収第　　　　号により助成金の内定を受けた拡幅整備内容について、下記のとおり変更したいので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２３条第１項に基づき、申請します。

記

1　拡幅整備場所(地名地番)

　　足立区

2　変更内容

3　変更理由

（必要添付書類）

１　変更内容を示す書類

２　袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定通知書の写し

第１８号様式(第２３条３項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金内容変更承認書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった内容の変更について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２３条第３項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1　拡幅整備場所(地名地番)

　　足立区

2　変更内容

3　備考

第１９号様式(第２４条関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金取下げ・取りやめ届出書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　下記の袋路通路始端部等拡幅整備助成金申請について、取下げ・取りやめたいので足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２４条に基づき届け出ます。

記

1　助成金申請日又は助成金内定日

　　　　　　　 年　　月　　日

2　事由

1. 袋路通路始端部等拡幅整備助成金申請の取下げ　―　内定されていない場合
2. 工事等の取りやめ　―　既に内定を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
|  | 受理 |
|  |

※正・副2部提出のこと

（必要添付書類）

１　袋路通路始端部等拡幅整備助成金申請書の写し

２　袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定通知書の写し

第２０様式(第２５条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により内定した助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２５条第２項に基づき、下記のとおり内定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第２１号様式(第２６条関係)

袋路通路始端部等拡幅整備完了届・助成金交付申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　　第　　　号により助成金の内定を受けた拡幅整備が完了したので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２６条に基づき、拡幅整備の完了を届け出るとともに、助成金の交付について申請します。

記

1　拡幅整備概要

　(1)　拡幅整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

　(3)　現況幅員　　　　ｍ

　(4)　拡幅後幅員　　　ｍ

2　整備工事期間

　　　　　　　 年　　月　　日(着手)　～　　　年　　月　　日(完了)

（必要添付書類）

１　現地写真（工事着工前、工事中及び工事完了後の写真）及び写真撮影位置図

２　契約書の写しその他契約の成立を証する書類

３　請求書の写し及び精算書の写し（金額の内訳も記載）

４　領収書の写し

５　袋路通路始端部等拡幅整備助成金内定通知書の写し

第２２号様式(第２７条第３項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付決定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金交付について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２７条第１項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1　助成金交付金額　　　　　　　　　　　円

第２３号様式(第２７条第４項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金交付については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２７条第１項に基づき、下記の理由により、交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　不適当である理由

第２４号様式(第２８条関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　　年　　月　　日付、　　足　　　収第　　　号で交付決定のあった助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第２８条の規定に基づき、下記のとおり、請求します。

記

1　請求金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 金額 |  | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  | 0 | 0 | 0 |

　　　　　　　　　 ※　金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、訂正は認められません。

　　　　　　　　　 ※　金額の頭に「￥」の記号を入れること。

2　指定振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | | 銀行  信用金庫  信用組合  農協  (○で囲む) | | 本店  支店  出張所  (○で囲む) |
| 種別・口座番号 | | 普通　・　当座  (○で囲む) | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  | | |
| 氏名 |  | | |

（必要添付書類）

１　袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付決定通知書の写し

第２５号様式（第２９条第２項関係）

　　年　　月　　日

委　任　状

申請人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　印

　私は，下記の者を代理人として、袋路通路始端部等拡幅整備助成金の請求及び受領の権限を委任し、代理受領を認めます。

記

　　代理人：住　所

　　　　　　会社名

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　連絡先

以上

第２６号様式(第３０条第２項関係)

袋路通路始端部等拡幅整備助成金交付決定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により交付決定した助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３０条第２項に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第２７号様式（第３３条関係）

委　任　状

　私は，都合により　　　　　　　　を受任者と定め，下記の場所における袋路通路始端部等拡幅整備助成金に係る届出その他の手続を委任します。

　拡幅整備場所

　受任者の住所

受任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

自宅・勤務先・携帯　電話番号

　(該当するものを○で囲む。)

　　　　　　年　　月　　日

　　委任者の住所

　　委任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第２８号様式（第３５条関係）

**緊急避難路に関する協定書（例）**

（目的）

第１条　この協定は、災害時における緊急避難路に関し、必要な基本的事項を定める。

（緊急避難路の位置）

第２条　この協定の目的となる緊急避難路の位置は、足立区　　　　　　　　　　　　　とする。

２　第１項の区域は、別紙付近見取図及び配置図区域内とする。

（協定の締結）

第３条　この協定は、緊急避難路となる部分の土地所有者、土地使用者及び袋路通路等沿道に居住する住民によって締結する。

（維持管理）

第４条　前条の協定を締結した者（以下、「関係権利者」という。）は、緊急避難路が常に良好な状態で使用できるように緊急避難路の維持管理を行わなければならない。

（協定の継承）

第５条　関係権利者は、この協定に関する土地の所有権又は建築物の所有を目的とする地上権若しくは借地権を他の者に譲渡するときは、新たな権利者に協定内容を説明しなければならない。

付　則

（効力の発生）

１　この協定は、緊急避難路整備助成金交付決定通知をされた日から効力を発する。

（協議事項）

２　協定外の問題を生じた場合においては、必要に応じ緊急避難路となる部分の土地所有者及び袋路通路等沿道に居住する住民が協議し決定するものとする。

以上のとおり協定したので、協定の成立を証するため、関係権利者は本協定書に署名捺印する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 緊急避難路の土地所有者 | | |
| 住所 | 氏名 | 印 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 袋路通路等沿道に居住する住民 | | |
| 住所 | 氏名 | 印 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |

第２９号様式(第３７条関係)

緊急避難路整備助成金申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３７条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり緊急避難路整備助成金を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | フリガナ | |  | | |
| 氏　名 | |  | | |
| 住　所 | | 〒　　-  電話番号　　‐　　　‐ | | |
| 避 難 路 整 備 概 要 | 整備場所 | | 住居表示　 足立区 | | |
| 地名地番　 足立区 | | |
| 街区プラン名 | | 街区プラン　　No. | | |
| 土地所有者 | | □依頼者本人（　□共有者なし　　□共有者あり　）  □その他（氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 整備工事期間 | | 年　　　月　　　日(着手)～　　　　年　　月　　日(完了) | | |
| 施工業者 | 住所 |  | | |
| 氏名 |  | 電話  番号 |  |
| 助成申請額 | | 円 | | |
| 備　考 | ※足立区使用欄（ここには記入しないこと） | | | | |

（必要添付書類）

１　付近見取図（現況袋路通路等及び避難路整備部分を記載）

２　現地写真及び写真撮影位置図

３　現況図（現況袋路通路等部分が記載されているもの）

４　整備計画図及び詳細図（整備内容が記載されているもの）

５　緊急避難路に関する協定書（取得予定でも可）

６　公図の写し（現況袋路通路等部分を朱書きしたもの）

７　土地全部事項証明書の写し（現況袋路通路等及び避難路整備部分）

８　緊急避難路整備に係る見積書（１社分）第３０号様式(第３８条第２項関係)

緊急避難路整備助成金内定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった緊急避難路整備助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３８条第１項に基づき審査した結果、下記のとおり助成金の交付対象となることを確認したので通知します。

記

1　避難路整備概要

　(1)　整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

2　整備工事期間(予定)

　　　　　　　　　　年　　月　　日(着工)　～　　　年　　月　　日(完了)

3　助成金予定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

4　条件

5　備考

第３１号様式(第３８条第４項関係)

緊急避難路整備助成金結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった緊急避難路整備助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３８条第１項に基づき審査した結果、下記の理由により、助成金を交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　避難路整備概要

　(1)　整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

2　不適当である理由

3　備考

第３２号様式(第３９条第１項関係)

緊急避難路整備助成金内容変更申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　収第　　　　号により助成金の内定を受けた避難路整備内容について、下記のとおり変更したいので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３９条第１項に基づき、申請します。

記

1　整備場所(地名地番)

　　足立区

2　変更内容

3　変更理由

（必要添付書類）

１　変更内容を示す書類

２　緊急避難路整備助成金内定通知書の写し

第３３号様式(第３９条３項関係)

緊急避難路整備助成金内容変更承認書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった内容の変更について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第３９条第３項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1　整備場所(地名地番)

　　足立区

2　変更内容

3　備考

第３４号様式(第４０条関係)

緊急避難路整備助成金取下げ・取りやめ届出書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　下記の緊急避難路整備助成金申請について、取下げ・取りやめたいので足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４０条に基づき届け出ます。

記

1　助成金申請日又は助成金内定日

　　　　　　　 年　　月　　日

2　事由

1. 緊急避難路整備助成金申請の取下げ　―　内定されていない場合
2. 工事等の取りやめ　―　既に内定を受けている場合

|  |  |
| --- | --- |
|  | 受理 |
|  |

※正・副2部提出のこと

（必要添付書類）

１　緊急避難路整備助成金申請書の写し

２　緊急避難路整備助成金内定通知書の写し

第３５号様式(第４１条第２項関係)

緊急避難路整備助成金内定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により内定した助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４１条第２項に基づき、下記のとおり内定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第３６号様式(第４２条関係)

緊急避難路整備完了届・助成金交付申請書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　年　　月　　日付、　　足　　　　　第　　　号により助成金の内定を受けた避難路整備が完了したので、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４２条に基づき、避難路整備の完了を届け出るとともに、助成金の交付について申請します。

記

1　避難路整備概要

　(1)　整備場所(地名地番)

　(2)　街区プラン名・番号

2　整備工事期間

　　　　　　　 年　　月　　日(着手)　～　　　年　　月　　日(完了)

（必要添付書類）

１　現地写真（工事着工前、工事中及び工事完了後の写真）及び写真撮影位置図

２　契約書の写しその他契約の成立を証する書類

３　請求書の写し及び精算書の写し（金額の内訳も記載）

４　領収書の写し

５　緊急避難路に関する協定書（記名押印必要）

６　緊急避難路整備助成金内定通知書の写し

第３７号様式(第４３条第３項関係)

緊急避難路整備助成金交付決定通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金交付について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４３条第１項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1　助成交付金額　　　　　　　　　　　円

第３８号様式(第４３条第４項関係)

緊急避難路整備助成金交付結果通知書

足　　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　　年　　月　　日付で申請のあった助成金交付については、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４３条第１項に基づき、下記の理由により、交付することが不適当であることを確認したので通知します。

記

1　不適当である理由

第３９号様式(第４４条関係)

緊急避難路整備助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年　　月　　日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 印

TEL　　　　(　　)

　　　　年　　月　　日付、　　足　　　収第　　　号で交付決定のあった助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４４条の規定に基づき、下記のとおり、請求します。

記

1　請求金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 金額 |  | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  | 0 | 0 | 0 |

　　　　　　　　　 ※　金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、訂正は認められません。

　　　　　　　　　 ※　金額の頭に「￥」の記号を入れること。

2　指定振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | | 銀行  信用金庫  信用組合  農協  (○で囲む) | | 本店  支店  出張所  (○で囲む) |
| 種別・口座番号 | | 普通　・　当座  (○で囲む) | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  | | |
| 氏名 |  | | |

（必要添付書類）

１　緊急避難路整備助成金交付決定通知書の写し

第４０号様式（第４５条第２項関係）

　　年　　月　　日

委　任　状

申請人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　印

　私は，下記の者を代理人として、緊急避難路整備助成金の請求及び受領の権限を委任し、代理受領を認めます。

記

　　代理人：住　所

　　　　　　会社名

　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　連絡先

以上

第４１号様式(第４６条第２項関係)

緊急避難路整備助成金交付決定取消通知書

足　収第　　　　号

年　　月　　日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

　申請者

　　住所

　　氏名　　　　　　　　　　様

足立区長

　　年　　月　　日　　足　　　収第　　　　号により交付決定した助成金について、足立区緊急避難路整備事業助成金等交付要綱第４６条第２項に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1　取消しの事由

第４２号様式（第４９条関係）

委　任　状

　私は，都合により　　　　　　　　を受任者と定め，下記の場所における緊急避難路整備助成金に係る届出その他の手続を委任します。

　整備場所

　受任者の住所

受任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

自宅・勤務先・携帯　電話番号

　(該当するものを○で囲む。)

　　　　　　年　　月　　日

　　委任者の住所

　　委任者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印